開発事業に係る緑化施設について

水みどり環境課
津久井地域環境課

１　敷地の面積に占める緑化施設の面積の割合

開発事業における緑化施設は、以下の表に定める基準により整備してください。ただし、予定建築物等が一戸建ての住宅の場合の敷地は、この限りではありません。

『相模原市開発事業基準条例』第３１条（別表第８）

開発事業区域の存する区域又は地域	予定建築物等の敷地面積に占める緑化施設の面積の割合
都市計画法（以下この表において「法」という。）第７条に規定する市街化区域であって首都圏近郊緑地保全法(昭和４１年法律第１０１号)第３条に規定する近郊緑地保全区域	１００分の２０
法第７条に規定する市街化調整区域であって首都圏近郊緑地保全法第３条に規定する近郊緑地保全区域	１００分の３０
法第７条に規定する市街化調整区域	１００分の２０
法第２９条第１項第１号に規定する区域区分が定められていない都市計画区域であって用途地域以外の地域	
法第２９条第２項に規定する都市計画区域外の区域	
用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域	１００分の１０ (うち１００分の５までは予定建築物の屋上に設置することができる。)
上記以外の用途地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 準工業地域、工業地域及び工業専用地域	１００分の１０

※緑化施設の面積には、公園等は含めません。

２　緑化施設協議における提出図面

緑化施設協議にあたっては、以下の図面を提出してください。

（１）土地利用計画図
（２）緑化施設求積図
（３）緑化施設植栽計画平面図

3　図面作成時の注意事項

（1）土地利用計画図

・緑化施設求積図に合致する緑化施設を明記してください。

・緑化施設が識別できるよう施設の範囲を緑色で着色してください。

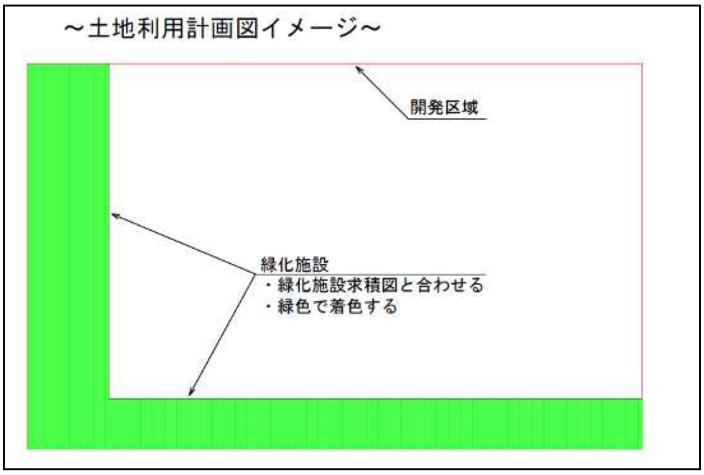

（2）緑化施設求積図

・求積方法は、三斜求積、座標求積のいずれかとしてください。

・必ず外周寸法を明記してください。

・緑化施設用のブロックは緑化施設面積に算入できますが、隣地境界ブロックは算入できません。
　また、駐車場用の緑化ブロックや壁面緑化も緑化施設面積には算入できません。

・緑化施設内の構造物で１箇所当り０．２５㎡以上の場合は、面積から控除してください。

～緑化施設求積図イメージ～

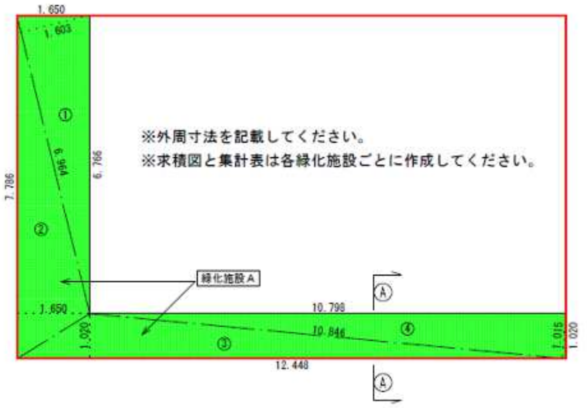

緑化施設A			
符号	底辺	高さ	倍面積
①	6.964	1.603	11.163
②	7.786	1.650	12.846
③	12.448	1.020	12.696
④	10.846	1.015	11.008
		合計	47.713
		面積＝倍面積×1/2	23.856
		緑化施設面積	23.85

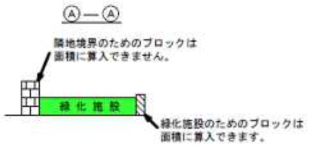

$$緑化施設率＝\frac{緑化施設面積（㎡）}{予定建築物の敷地面積（㎡）}×100$$（小数点第3位切捨て）

（３）緑化施設植栽計画平面図

・樹木等の種別ごとに図示してください。

・緑被面積(※)が、緑化施設面積以上となるよう植栽を配置してください。

※緑被面積…開発事業で植栽する樹木等が覆う面積で、以下の表により算定した面積。

樹木等の種別	樹高	緑被面積	植栽樹木の例
大径木	5.0m以上	樹木１本あたり 12 ㎡	メタセコイア、ヒマラヤスギ、ヒバ類、ケヤキ、サクラ、カエデ類、ヤマボウシ、カシ類、クスノキ、ヤマモモ等
高　木	3.0m以上 5.0m未満	樹木１本あたり 7 ㎡	
中　木	1.2m以上 3.0m未満	樹木１本あたり 3 ㎡	コニファー類、ハナミズキ、ヒメシャラ、キンモクセイ、ソヨゴ、サカキ等
低　木	0.2m以上 1.2m未満	樹木１本あたり 0.25 ㎡	ツツジ類、アジサイ、コデマリ等
生　垣	－	延長 1mあたり 1 ㎡	ベニカナメモチ（西洋）、ヒイラギモクセイ、ツゲ類等
地被類	－	植栽面積１㎡あたり 1 ㎡	芝、リュウノヒゲ、ツタ、笹等

樹木等の種別は「樹高」によること。

・地被類の緑被面積は、緑化施設の全体面積の２０％まで算入できます。

・緑被面積を集計する際は、以下の集計表を図示してください。

樹木等の種別	樹高	樹種	凡例	本数	緑被面積
大径木	5.0m以上	○○○○	○	○○本	×12㎡　＝　○○㎡
		○○○○	○	○○本	
	小　　計			○○本	
高　木	3.0m以上	○○○○	○	○○本	×7㎡　＝　○○㎡
	5.0m未満	○○○○	○	○○本	
	小　　計			○○本	
中　木	1.2m以上	○○○○	○	○○本	×3㎡　＝　○○㎡
	3.0m未満	○○○○	○	○○本	
	小　　計			○○本	
低　木	0.2m以上	○○○○	○	○○本	×0.25㎡　＝　○○㎡
	1.2m未満	○○○○	○	○○本	
	小　　計			○○本	
生　垣	－	○○○○	○	○○m	×1㎡　＝　○○㎡
地被類	－	○○○○	○	㎡	○○㎡（地被類設置面積）
合　　計				○○本	○○○㎡

～緑化施設植栽計画平面図イメージ～

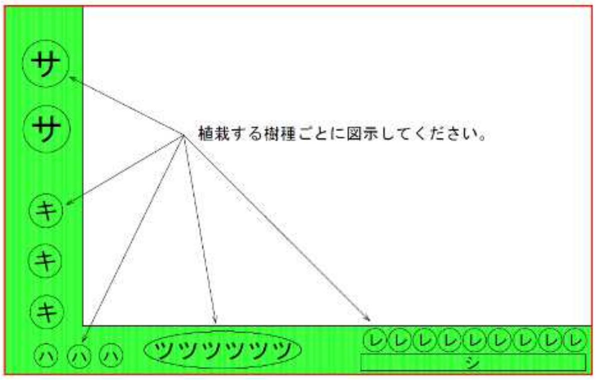

樹木等の種別	樹高	樹種	凡例	本数	緑被面積
大径木	5.0m以上	サクラ	㋚	2本	2×12㎡　＝　24㎡
	小　　計			2本	
高　木	3.0m以上 5.0m未満	ｷﾝﾓｸｾｲ	㋖	3本	3×7㎡　＝　21㎡
	小　　計			3本	
中　木	1.2m以上 3.0m未満	ﾊﾅﾐｽﾞｷ	㋩	3本	3×3㎡　＝　9㎡
	小　　計			3本	
低　木	0.2m以上 1.2m未満	ツツジ	㋡	6本	6×0.25㎡　＝　1.5㎡
	小　　計			6本	
生　垣	－	ﾚｯﾄﾞﾛﾋﾞﾝ	㋹	10m	10×1㎡　＝　10㎡
地被類	－	張芝	㋛	10㎡	10㎡（地被類設置面積）
合　　計				14本	75.5㎡

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑被面積（㎡）}}{\text{予定建築物の敷地面積（㎡）}} \times 100$$（小数点第3位切捨て）

4　協議締結後

協議が完了したら、担当課からご連絡しますので、協議済印の押印を受けてください。

5　完了時の提出資料

（1）完了図面（完了平面図、緑化施設完了求積図、緑化施設植栽完了平面図）

（2）完成写真（緑化施設の形態、植栽の状況が分かる写真）

6　開発事業技術基準のダウンロード方法

相模原市ホームページ（トップページ）＞条例・規則等＞要綱等一覧

＞検索キーワード「開発事業技術基準」https://df1-jg.d1-law.com/sagamihara-youkou/

7　問い合わせ先

緑区（大沢・橋本地区）、中央区、南区　：水みどり環境課　　電話 042-769-8242

緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）：津久井地域環境課　電話 042-780-1404

審査に時間を要する場合があります。日程に余裕を持って書類を提出してください。